

平成24年4月2日

協会員・貸金業者 各位

日本貸金業協会
コンプライアンス部
Tel 03-5739-3014

震災特例の終了について

東日本大震災の発生を受けて定められた下記震災特例は、平成24年3月31日の経過により終了しましたので、お知らせいたします。

記

【終了した震災特例（概要）】

- 1 平成23年4月28日及び同年10月28日公布・施行「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」
 - (1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化
 - (2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化
 - (3) 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化
 - (4) 極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化
- 2 平成23年3月25日公布・施行「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」

東北地方太平洋沖地震で被災した顧客であって、正規の本人確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができる。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の本人確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による本人確認を行うものとする。

以上